⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係 電話092―471―6331（内線2522）

①　特定ＪＶにおいては、特定ＪＶ協定書（甲）（下記６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。地域ＪＶにおいては、「地域ＪＶ協定書（甲）」の写し。

②　下記６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「手続き開始の公示」（平成28年７月13日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の共同企業体については、平成28年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して共同企業体としての資格があると認定する。

⑴Ａ）特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、技術協力業務委託契約の締結日までに共同企業体のうちの１社は、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

Ｂ）地域ＪＶの構成　地域ＪＶの構成は、次の条件を満たす２から５社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも１社含む組み合わせとする。

①から③の条件については、Ａ）に同じ。

④　一の企業が九州地方整備局管内において結成する地域ＪＶは１つの組み合わせによるものとし、その構成員の組み合わせと異なる組み合わせによる地域ＪＶとしての競争参加資格の認定を、九州地方整備局長から受けていないこと。

⑤　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。

⑵　構成員の技術的要件

Ａ）特定ＪＶの構成員　平成28年７月29日において次の条件を満たすものとする。

①　平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）及びイ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、⒜については、ア）及びイ）は同一工事とする。

⒜　単体もしくは、特定ＪＶ又は地域ＪＶの代表者

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空断面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

イ）トンネル施工延長が1400m以上であること。

⒝　特定ＪＶ又は地域ＪＶの代表者以外の構成員

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空断面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

Ｂ）地域ＪＶの構成員　平成28年７月29日において次の条件をみたすものとする。

①の条件については、Ａ）に同じ

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。

④　代表者以外の構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が熊本県内にあること。

⑶　出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件

Ａ）特定ＪＶ　構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

Ｂ）地域ＪＶ　土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

⑸　共同企業体の協定

Ａ）特定ＪＶ　協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定ＪＶ協定書（甲）」を準用するものとする。

Ｂ）地域ＪＶ　協定書は、「地域ＪＶ協定書（甲）」とする。